
-活動助成における-

募 集 要 項



趣旨

平和の実現は、私たち人類全ての願いです。

今日多くの国々で、多くの人々が平和への惜しみない努力を続けております。

にもかかわらず、現実には依然として問題が山積しており、これらの問題にいかに対処していくかが現代における私たちの課題であります。

平和を阻害する要因には、個人、家庭、地域社会、国家のレベルから、自然環境の問題に至るまで様々な要因が存在します。しかし、いずれにせよ問題の根底には人間自身のあり方が関係しているといっても過言ではありません。このようなときに、心の平安と寛容を説く宗教の役割もまた重要であるといわなければなりません。

庭野平和財団は、こうした視点に立って、宗教の相互理解と協力を促進するとともに、宗教的精神に基づいて平和社会実現のために積極的な取り組みを続けている人々の活動を支援し、連携を深めようとするものであります。従って、特定の宗教を支援するものではなく、諸宗教の独自性を相互に尊重し合い、寛容の精神を基本としながら、平和・共生の社会を実現することを目指したいと考えます。

本財団の活動助成は、宗教的精神に基づいて行われる活動を対象とし、広い社会からの参加をえて、これを積極的に奨励していくことを目的とするものであります。

* 当財団の活動助成の助成資金は、平成 16 年度より、立正佼成会・一食平和基金からの指定寄附によるものです。

助成の概要

1. 助成の対象分野

宗教的精神に基づいて行われる平和のための活動(A 又は B)を対象とします。

A. 宗教的精神に基づく社会・平和活動

宗教的精神に基づく社会活動とは、神仏への畏敬の念から発して、広く社会及び個人の生活における物心両面の福祉に寄与することを志向する活動を意味します。

具体的には、特定の宗教の枠を越えて展開されている平和のための教育・開発協力・環境保護・人権擁護・高齢化問題への対策等の活動を指します。

B. 地域で展開される草の根活動

様々な団体・個人が共に深い精神性をもって展開され、地域のエンパワーメントを創生する活動に助成を行います。既存の枠にとらわれない、新しい価値観の創造を期待します。

具体的には、地域で展開される草の根の活動が、国内外の人々を助けることにどうつながるのかを意識する活動、つまり「地球的規模で考え、足元から実践する」活動を指します。

2. 助成の対象となるもの

- a. 短期的あるいは長期的に平和の実現に直接関係する実践的な活動
- b. 活動の成果が、助成対象の分野あるいは他の分野の活動に波及効果を及ぼし、平和の実現に、先見的・創造的な示唆を与えるもの
- c. 小さな団体、新規に立ち上げた団体、チャレンジ精神に満ちている事業、若者中心の活動

3. 助成の対象とならないもの

- a. 特定の宗教団体のための活動
- b. 特定の政治団体の理念に立脚した活動
- c. 営利を目的としている、あるいは活動の結果が直接営利に結びつくような活動
- d. 出版事業（当財団の被助成者とその活動成果を刊行する場合は考慮します）
- e. 奨学金及び留学助成

4. 助成の決定方法

受理された申請書に対し、本事業のために設置された選考委員会が選考会議にて厳選な審査と選考を行い、幾つかの支援先を決定します。

選考会議による審査・選考は「前期」「後期」の2回開催されます。

5. 助成金額

本財団に申請できる助成額は最高 100 万円までとします。

また審査の結果、実際に助成される額は、申請された額よりも減額されることもあります。

6. 助成期間

本財団が助成により支援する期間は1年間です。

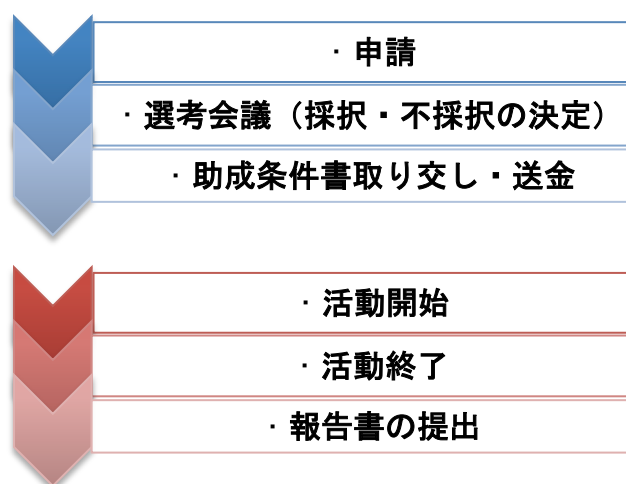
助成期間終了後に更新や延長による支援を行うことはありません。

継続して支援を希望することは可能ですが、この場合でも、新規に申請書を提出して頂き、審査がなされます。

7. 採択された（被助成者となった）方に求められるもの（報告書等）

選考により申請が採択された（被助成者となった）方は、活動期間の終了後、活動報告書等を提出して頂きます。

8. 助成の流れ（概要）



9. 日程

助成に関する各日程は以下となります。

	前期	後期
申請受付開始	3月15日	7月1日
申請受付終了（締切）	4月30日（必着）	8月13日（必着）
選考会議	6月下旬	9月下旬
契約手続き・助成金送付	7月末まで	10月末まで
活動開始	8月1日	11月1日
活動終了	翌年7月31日	翌年10月31日
報告書提出（締切）	翌年9月30日（必着）	翌々年1月10日（必着）

*詳細については、別紙『応募要項』P.3「6. 申請書や添付資料の送付（提出）、締切」にある注意事項をご確認ください。

お問合せ

〒160-0022

東京都新宿区新宿 1-16-9 シャンヴィラカテリーナ 5F

公益財団法人庭野平和財団 助成担当

E-mail: npfgrant@npf.or.jp